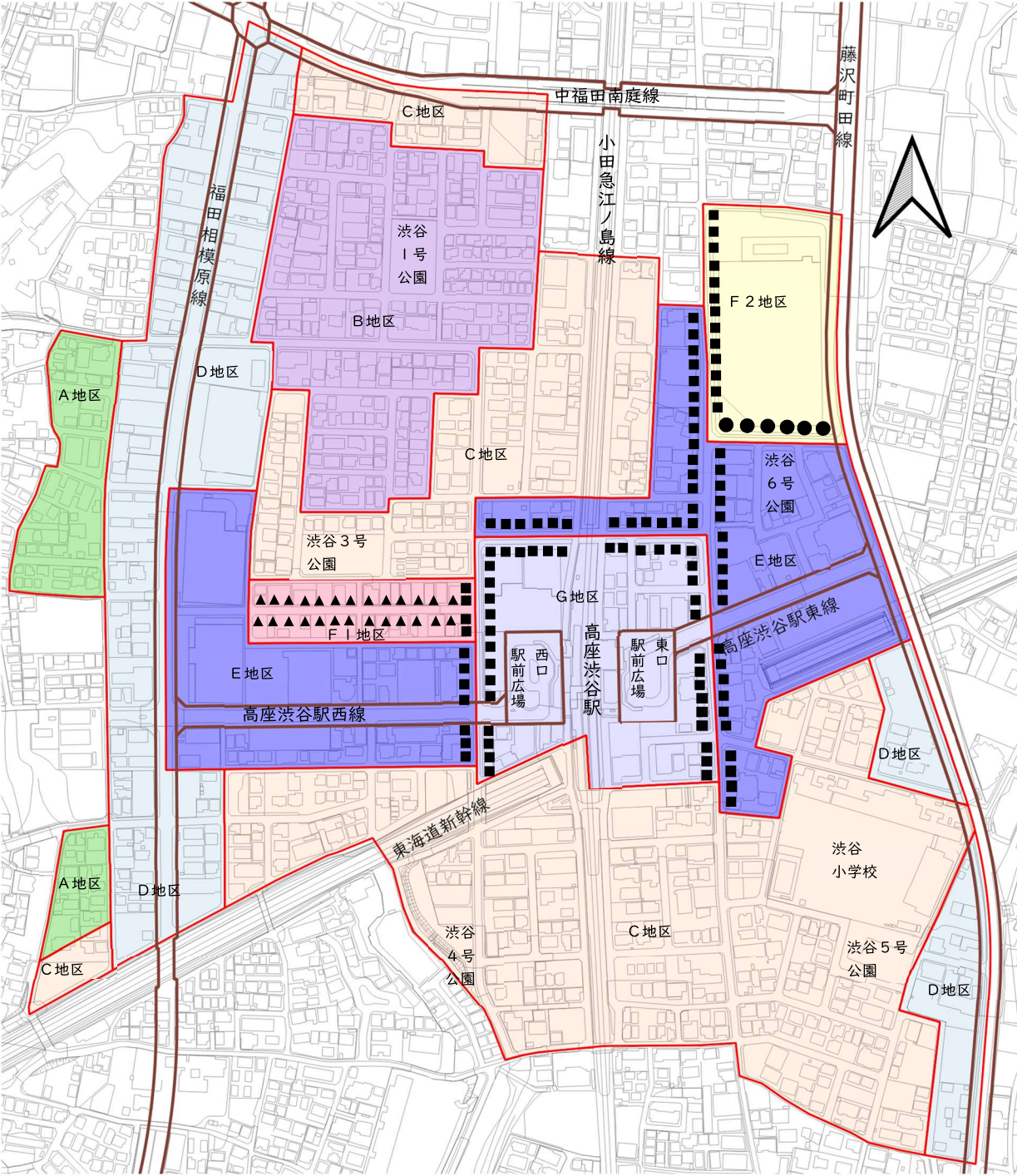


渋谷南部地区地区計画

告示年月日:平成25年12月2日(変更)
告示番号:市告示第202号

◎ 計 画 図



壁面の位置の制限	
■■■■■■■	道路境界線から0.5m以上
●●●●●	道路境界線から1.5m以上
▲▲▲▲▲	道路境界線から1.0m以上 (ただし、外壁等で地盤面から2.5m以上の部分はこの限りではない。)

パンフレット作成日:令和7年1月

地区計画の区域内においては、都市計画法第 58 条の 2 の規定により、次の行為を行なおうとする場合は、当該行為に着手する 30 日前までに所定の届出書により必要な書類を添付して市長に届け出なければなりません。当該行為を行なう場合は、届出事項が地区計画の内容に適合するように計画して下さい。

また、届出後に、設計又は施行方法の変更を行う場合は、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに変更届出書による届出が必要です。

■届出が必要な行為	
土地の区画形質の変更	切土、盛土、道路、宅地の造成、敷地の分割など
建築物の建築・工作物の建設	建築物の新築、増改築、広告塔などの工作物の建設、門、塀及び擁壁の築造
建築物等の用途の変更	建築物の使い途(用途)を変更(施行令第38条の4参照)
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物の外壁、屋根の色彩の変更など

問い合わせは、大和市役所街づくり計画課都市計画係
Tel 0 4 6 - 2 6 0 - 5 4 4 3 (直通)

◎ 位 置 図

